

令和6年2月9日

長野市飲食・小売業等業務改善支援事業補助金について

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)

原油価格、物価等の高騰及び人材不足により、経営に影響を受けている飲食、小売、サービス業を営む中小企業者等を支援するため、省力化に資する機械装置、ソフトウェア等、及びキャッシュレス決済の導入に要する経費の一部を補助する「長野市飲食・小売業等業務改善支援事業補助金」事業を実施いたします。

1 補助対象者

市内で、飲食・小売・サービス業の店舗等の経営・運営を行っている個人事業主、中小企業者等

2 補助対象事業等

(1) 省力化事業

(セルフオーダーシステム、業務用機器、顧客管理システム 等)
補助率：3分の2以内 限度額：50万円

(2) キャッシュレス決済事業

(クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済 等)
補助率：5分の4以内 限度額：10万円

3 申請期間

令和6年11月29日(金)まで

※事業の詳細等は、別紙チラシ又は市ホームページをご覧ください。

商工観光部商工労働課

(課長) 山口 泰弘

(担当) 内山 美穂

TEL : 026-224-5041

FAX : 026-224-5078

E-mail : skr@city.nagano.lg.jp